

「ジュニア・サッカー教室」を開催

## サッカーの楽しさを学べます

市教育委員会主催による子ども向けサッカー教室です。サッカーの楽しさを体験しながら、基礎技術が学べて、親子での参加も可能。申し込みは期間中、随時受け付けます。

**期間**

10月6日(日)から令和2年3月29日(日)まで ※毎週日曜日10時～12時に実施します。

**場所**

そうさ記念公園多目的広場

**対象**

市内在住の小学生 ※親子で



サッカー教室の様子

**参加費**

1300円(大人は2350円。いずれも保険料含む)

**申し込みなど**

事前に左記までお申し込みください。なお、ボールは各自用意ください(4号球使用)。

**募集人数**  
30人(申し込み順)  
の参加も可能です。

良好な景観形成と事故の未然防止に

## 屋外広告物のルールを守ろう

国土交通省では、屋外広告物の適正化を一層推進するため、9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」とし、屋外広告物に関する法令の普及啓発や違反事例の是正、良好な景観形成に対する国民・企業の意識向上に取り組んでいます。

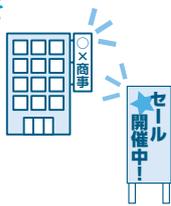
**◆屋外広告物の表示には許可が必要**

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、貼り紙などのことです。これらを表示するにはルールがあり、一部を除いて市の許可が必要です。また、許可期間以降も継続し

て表示する場合は更新が必要ですよ。

**◆屋外広告物の適正な管理を**

適正な管理がされていない屋外広告は、景観に悪影響を与えるだけでなく、老朽化した状態で放置すると、落下などの事故につながる恐れがあります。設置者や管理者は、日ごろの安全点検と専門家によるメンテナンスを行い、屋外広告物による事故が起らないようにしましょう。



**問都市整備課都市計画班**

☎73・0091

10月から

## 「年金生活者支援給付金制度」が始まります



### 年金額に上乗せして支給

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支えるため、年金に上乗せして支給されるものです。10月から予定されている消費税引き上げ分を財源として活用し実施されます。

**■対象**

▶ 老齢基礎年金の受給者

次の①～③の要件を満たしている必要があります。

①65歳以上である。②世帯全員の市民税が非課税となっている。③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である。

▶ 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者

前年の所得額が約462万円以下である必要があります。

**■支給額**

老齢基礎年金…月額5,000円を基準に保険料納付済み期間などにより算出

障害基礎年金…障害等級2級の人は月額5,000円。1級の人は月額6,250円

遺族基礎年金…月額5,000円(2人以上の子が受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれに支給)

**■請求手続き**

▶ 平成31年4月1日以前から年金を受給している人

9月中旬に日本年金機構から手続きの案内が届きます。案内が届いたら同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入して速やかに提出してください。

▶ 4月2日以降に受給を始める人

年金請求手続きと併せて手続きをしてください。

**問給付金専用ダイヤル** ☎0570-05-4092  
**佐原年金事務所** ☎0478-54-1442

## 令和2・3年度の入札に参加を希望する皆さん

# 入札参加資格の審査申請を受け付け

本市の入札に参加するために、「匝瑳市建設工事等入札参加資格者名簿」に登録されていることが必要です。

### ◆対象の業務

令和2年4月から4年3月までの間に行われる入札への参加希望者は、令和2・3年度入札参加資格審査申請の手続きをしてください。

### ◆対象の業務

次の①～④の業務が対象です。  
①建設工事 ②測量・コンサルタント ③物品 ④委託

※①については、社会保険などへの加入が要件です。未加入者は名簿に登録できませんの(こ)

### ◆受付期間

9月17日(火)～11月15日(金) ※締切日17時必着。

### ◆申請方法

「ちば電子調達システム」からインターネットによる電子申請を行った後、申請書と「令和2・3年度入札参加資格審査申請マニュアル」記載の添付書類を下記まで送付してください。手続き詳細は、同マニュアルを参照してください。

《同システムホームページ》  
<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

### ◆提出先

〒260・0855 千葉市中  
中央区市場町1番1号 千葉県庁  
南庁舎2階 千葉県電子自治体  
共同運営協議会(共同受付窓口)  
財政局課管財班 ☎73・0085  
5、同システム「サポートデスク」☎043・441・5555  
1(土・日、祝日除く9時～17時)

## 需要に応じた米生産の取り組みを

国による米の生産数量目標の配分は廃止されましたが、米の需要量は減少傾向にあります。米価の安定のためには、飼料用米などの転作作物に取り組み、需給調整を行っていくことが重要です。



飼料用米の取り組みに対して、多収品種の作付けには産地交付金の加算があるなど、手厚い交付金制度が用意されています。また、多収品種の種子の中には、市を通じて日本草地畜産種子協会から購入できるものもありますので、ご検討ください。

☎73・0089  
関産業振興課農政班

## ハタチをお祝い

# 成人式のご案内

令和2年11月12日(日) 10時30分開式

市民ふれあいセンター

### ◆期日

令和2年11月12日(日)

10時30分開式

市民ふれあいセンター

### ◆対象

平成11年4月2日～12年4月1日生まれの市内在住者および出身者(市内中学校卒業生を含む)

なお、市外在住の新成人も式典に出席できますので、事前に左記までご連絡ください。  
関生涯学習課生涯学習室  
☎67・1266



厳かに行われる式典の様子



受け付けで旧友と再会

## 児童発達支援などが無料に

就学前の障がい児を対象に、10月1日から児童発達支援などのサービスの利用者負担が無償化されます。新たな手続きは不要です。

### ◆無料となるサービス

①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③居宅訪問型児童発達支援 ④保育所等訪問支援 ⑤福祉型障害児入所施設 ⑥医療型障害児入所施設

### ◆対象となる子ども

10月～令和2年3月にサービス利用…平成25年4月2日～28年4月1日生まれの子  
令和2年4月～3年3月にサービス利用…平成26年4月2日～29年4月1日生まれの子

### ◆その他

- ・利用者負担以外の費用(食費や医療費などの実費)は対象外です。
- ・幼稚園や保育所などと併用の場合、両方とも無償化の対象となります。

☎73-0096 関福祉課障害福祉班